

令和8年6月介護報酬請求改定対応における更新パッチファイル内容について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。このたび令和8年6月の介護報酬請求改定分の対応について、以下の通りご案内させていただきます。

1. 更新パッチのご提供方法について

以下の通り複数回に分けてご提供いたします。

第一回目（今回分）

令和8年6月介護・障害制度改定対応（詳細は次ページをご覧ください。）

看護小規模栄養改善加算の対応／特定施設入所者介護サービス費の対応／福祉用具貸与平均上限価格の対応／処遇改善加算改定の対応（障害福祉サービス）が含まれます。

第二回目（5月下旬）／三回目※（6月中旬～）

令和8年6月 「医療訪問看護制度改定対応」 および 「総合事業マスタA2、A6処遇改善加算対応」

※医療訪問看護制度対応については、5月下旬と6月請求明けに分けて対応させて頂く予定です。

2. 更新パッチの適用について

弊社担当より5月中旬から順次ご案内の連絡をいたします。導入環境が「クライアントサーバー型」のお客様については、更新パッチの適用は以下の操作を行う端末に対して行う必要がございます。作業時に弊社担当にお伝えください。※作業後に適用漏れの端末があった場合は、ヘルプデスクサポートまでお問合せください。

※WAN型／レンタルサーバー側（「リモートデスクトップ接続」や「AccessNow接続」）をご利用のお客様は、弊社側で一括更新を行いますので、本確認は不要です。

【対象端末（以下のいずれかの作業を行う可能性がある端末すべて）】

- ・ 居宅支援事業所、地域包括支援センターの介護報酬請求（未適用の場合、処遇改善加算がレセプトに取り込まれません）
- ・ 実績画面の「月間実績集計表」出力（新規追加分の処遇改善加算の対応）
- ・ 利用者請求業務（全額超過時における新規追加分の処遇改善加算の対応）
- ・ 特定入所者介護サービスの入力（「老健・医療院等で室料徴収なしの場合」の入力補助機能の追加※補助機能なしでも手入力操作は可能です）

3. 令和8年6月改定対応分 総合事業の情報提供のお願いについて

各自治体の総合事業マスタは、公開時期や提供方法が地域ごとに大きく異なります。自治体から事業所様へ直接配布・通知されるケースも多いため、大変お手数をおかけいたしますが、情報がございましたら、弊社ヘルプデスクサポートまでご連絡の程よろしくお願いたします。

【第1回目の更新パッチに含まれる内容】

No.	対応項目	対応内容
①	看護小規模栄養改善加算の対応	看護小規模多機能型サービスにおいて、栄養改善加算の月2回の算定に対応しております。
②	特定施設入所者介護サービス費の対応	令和8年8月改定の特定施設入所者介護サービス費の単価変更に対応しております。
③	福祉用具貸与平均上限価格の対応	令和8年10月分までの福祉用具貸与の平均上限価格に対応しております。
④	処遇改善加算改定の対応 (障害福祉サービス含む)	<p>下記変更に伴い、各サービス事業の体制設備を追加、変更しております。</p> <p>①既存の処遇改善加算の加算率の引き上げ ②既存の処遇改善加算に新たな加算区分を追加 ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設 《重要》総合事業サービスは別途対応となります。情報がございましたらヘルプデスクまでご連絡ください。</p>

以上